

令和7年10月31日

総務企画部長専決

八代市買い物支援事業者物価高騰対応重点支援事業支援金交付要領 (趣旨)

第1条 この要領は、本市の中山間地域において身近な商店の減少や高齢化等により日常生活に必要な食料品、日用雑貨等の買物が困難な状況にある市民（以下「買物困難者」という。）に移動販売等を実施する事業者に対し、原油価格高騰の影響による燃料費の一部を支援するため、予算の範囲内で八代市買い物支援事業者物価高騰対応重点支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域に分類される地域をいう。
- (2) 移動販売 あらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、食料品、日用雑貨等を移動しながら販売すること（特定の販売品目のみの販売、車両で調理加工した食品等を販売する移動販売、特定の世帯又は施設を訪問しての移動販売及び商品のみを配達するものを除く。）をいう。
- (3) 移動販売車 移動販売に供する車両をいう。

（支援対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 買物困難者を主な対象者として、原則として令和7年1月から令和7年12月までの年間を通じて週1日以上定期的に移動販売車により移動販売を行った者であること。
- (2) 移動販売に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守する者であること。
- (3) 移動販売車の燃料費を実際に負担している者であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 暴力団（八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団関係者等」という。）又は暴力団関係者等がその事業活動を支配する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、一の移動販売車につき、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の右欄に定める支援単価に当該地域への1週間当たりの販売日数を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市買い物支援事業者物価高騰対応重点支援事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移動販売車の自動車検査証の写し
- (2) 移動販売車の写真（車両番号が写っているものに限る。）
- (3) 食品衛生法第57条に基づく営業に係る届出の写し
- (4) 八代市市税納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、八代市買い物支援事業者原油価格高騰対策支援事業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八代市買い物支援事業者物価高騰対応重点支援事業支援金交付請求書（様式第3号）に支援金の振込口座が確認できる通帳等の写しを添えて、市長に支援金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと認めるときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金があるときは、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 交付決定者は、支援金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 地域 | 支援単価 |
|----------------------------------|--------|-----------|
| 普通貨物自動車（3トン以上） 小型貨物自動車（3トン未満） | 坂本 | 37,000円／台 |
| | 泉 | 52,000円／台 |
| | 坂本・泉以外 | 32,000円／台 |
| 貨物用軽自動車（軽トラック） | 坂本 | 16,000円／台 |
| | 泉 | 21,000円／台 |
| | 坂本・泉以外 | 11,000円／台 |

備考　この表によることができない場合における支援単価の額は、同表における支援単価の額を上限として、市長が別に定める。